

# 名古屋港管理組合公報

平成23年 1月14日  
(金曜日)  
第 469 号

## 目 次

○廃物認定外放置自動車の措置	1
○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正	1

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第1号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により保管した廃物として認定しなかった放置自動車について所有者等に引取りを促すため、同条第2項の規定に基づき次のように告示する。

平成23年 1月14日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

- 下記の放置自動車の所有者等は、平成23年 7月14日までにこの放置自動車を引き取ること。
- 当該放置自動車の引取りに当たっては、名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成14年名古屋港管理組合規則第16号）第14条第1項の規定により、下記の問い合わせ先にて返還請求の手続を行うこと。  
なお、当該放置自動車を引き取ろうとする所有者等に対して、条例第16条第1項の規定により、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求する。
- 上記期限までに当該放置自動車の引取りのないときは、条例第13条第3項の規定により、当該放置自動車の所有権は名古屋港管理組合に帰属するものとする。
- 問い合わせ先  
名古屋港管理組合港営部関連事業担当  
名古屋市港区港町1番11号  
電話 (052) 654-7979

放置自動車の形態等	車名	車種	塗色	登録・車台番号
	ホンダ	ステップワゴン	シルバー	名古屋530せ1883 RF1-1012358
放置されていた場所	名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番			
移動し、保管した年月日	平成22年12月15日			
保管場所	名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番			

## 訓 令

### 訓令第1号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書管理規程（平成二十一年訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
平成二十三年一月十四日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

別記一第二三(一)を次のように改める。

(一) 漢字、仮名遣い及び送り仮名

ア 漢字

(ア) 漢字の使用は、「常用漢字表」（平成二十二年内閣告示第2号）の本表及び付表（表の見方及び使い方を含む。）によるものとし、その字体は、通用字体を用いるものとする。ただし、地名、人名等の固有名詞、専門用語又は特殊用語を書き表す場合など、特別の漢字使用等を必要とする場合は、この限りでない。

(イ) 「常用漢字表」の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては、「公用文における漢字使用等について」（平成二十二年内閣訓令第1号）別紙一(一)によるものとする。

イ 仮名遣い

仮名遣いは、「現代仮名遣い」(昭和六十一年内閣告示第一号)によるものとする。

ウ 送り仮名

送り仮名は、「送り仮名の付け方」(昭和四十八年内閣告示第二号)によるものとする。

エ その他

条例、規則並びに規程形式の訓令及び訓における漢字使用及び送り仮名については、「法令における漢字使用等について」(平成二十二年十一月三十日内閣法制局長官決定)によるものとする。

附 則

この訓令は、平成二十三年一月十四日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合